



「ふるさと寄附金制度」 を使って大阪の芸術 文化活動のご支援を！

～ 大阪市の「なにわの芸術応援募金」の対象に21世紀協会が選ばれました ～

公益財団法人関西・大阪21世紀協会は、平成27年度から大阪市「ふるさと寄附金制度」の中に創設された「なにわの芸術応援募金」の登録団体の一つとして選考・登録されました。対象となるのは、実力ある芸術家の発掘・育成と、芸術・文化の振興による関西・大阪の活性化を目的に、長年にわたり開催しているアートアSEMBリーやアートストリーム、および大阪城周辺のロケーションを活かした水上オペラや吹奏楽の夕べなどの事業です。大阪市では、ホームページやリーフレット等で、同募金への寄附を募集しています。

例えば「ふるさと寄附金制度」を利用すると・・・

- ・ 年収500万円の独身者の場合・・・6万7千円寄附 ➡ 翌年6万5千円の住民税等が減額！
 - ・ 年収1000万円・夫婦（専業主婦）+子供2人（大学生・高校生）の場合・・・15万7千円寄附 ➡ 翌年15万5千円の住民税等が減額！
- （詳細は総務省HP「全額控除されるふるさと納税額の目安」をご参照）

「わずか2千円」で大阪の芸術・文化の振興に貢献できるとってもお得な制度です！

源泉徴収されるサラリーマンならば、「ふるさと納税ワンストップ特例制度（※）」の利用で確定申告が不要になります。また、1万円以上のご寄附を頂いた方には、大阪市の美術館や博物館など市内7か所のミュージアムに入館できる「大阪市立ミュージアムご招待証」も贈呈！

※ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体数が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税を行う際に納税先に申請することによって、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除が受けられる特例的な仕組みが、平成27年度より創設されました。

「なにわの芸術応援募金」のお申込み方法

- ①裏面の申込書の【応援を希望する団体】欄に「関西・大阪21世紀協会」と明記の上、必要事項を記入して、FAX・郵送・メールで大阪市文化庁文化課宛に送付。
- ②1～3週間程度で、専用の納付書とふるさと納税ワンストップ特例制度申請書がご自宅に届きます。



大阪市ふるさと寄附金

なにわの芸術応援募金申込書

～大阪市芸術・文化団体サポート事業～

申込日 平成 年 月 日

ふりがな
氏 名

〒

住 所

電話番号 ()

	応援を希望する団体	寄附金額
1		
2		
3		

※ご記入いただいた個人情報は、受領書の発行など大阪市への寄附金に関する業務以外には使用しません。

◆ 下記の特典を希望されない方は、 をつけてください。

- ミュージアム招待証（1万円以上の寄附の方）
- 市長感謝状（10万円以上の寄附の方）
- 記念品（100万円以上の寄附の方）

【手続きの流れ】

- ①この申込書を大阪市経済戦略局文化部文化課へ送付（郵送・ファックス・メール）
- ②担当より専用の納付書を送付（到着まで1～3週間程度かかります。）
- ③専用の納付書により、お近くの金融機関の窓口やATM、インターネットバンキングで寄附金を納付（手数料は不要）

「なにわの芸術応援募金」申込・問合せ先

〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階
経済戦略局文化部文化課
電話：06-6469-5174 ファックス：06-6469-3897
メールアドレス：ga0022@city.osaka.lg.jp